

問題 1. わが国の安全保障貿易管理は、リスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制からなっている。

正解は、○。日本の安全保障貿易管理は、リスト規制とキャッチオール規制の2つからなりたっている。

問題 2. 日刊の工業新聞に次世代の高速通信技術に関する論文α（外為令別表の9の項に該当する技術が含まれている。）が掲載された。東京の通信メーカーAの甲社長は、論文αを読んで、感銘を受けたので、ブラジルにあるAの関連子会社の乙社長にこの論文αが掲載されている工業新聞を購入して、郵送する予定である。この場合、Aは役務取引許可を取得する必要はない。

正解は、○。日刊の工業新聞にリスト規制に該当する技術が掲載されていても、貿易外省令第9条第2項第九号イの「既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引」であれば、非居住者に提供する場合であっても、役務取引許可は不要である。

問題 3. 大量破壊兵器の仲介貿易取引及び積み替えに関する規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づき実施されている。

正解は、×。大量破壊兵器の仲介貿易取引及び積み替えに関する規制は、国連安保理決議第1540号に基づき実施されている。

問題 4. ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）は、輸出令別表第1の4の項と外為令別表の4の項で規制が反映されている。

正解は、○。我が国は、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）の合意に基づき、貨物については、輸出令別表第1の4の項、技術については、外為令別表の4の項で規制を実施している。

問題 5. 原子力供給国会合（NSG）、オーストラリアグループ（AG）、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）は大量破壊兵器の不拡散に係る国際的な輸出管理レジームとして、国際連合の機関として設立された。

正解は、×。原子力供給国会合（NSG）、オーストラリアグループ（AG）、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）は、大量破壊兵器の不拡散に係る国際的な輸出管理レジームであるが、国際連合の機関ではない。

問題 6. わが国は、非核三原則を国是としているため、原子力供給国会合（NSG）には参加していないが、その他の国際的な輸出管理レジームには参加している。

正解は、×。わが国は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を遵守し、かつ、4つの国際輸出管理レジームすべてに参加している。

問題 7. 昨年の外為法改正により、いわゆる貨物の仲介貿易取引の規制範囲は、売買のみならず貸借及び贈与に拡大されるとともに、技術の仲介取引も規制対象になった。

正解は、○。平成21年11月1日からの改正外為法の施行により、貨物の仲介貿易取引は、従来の売買だけではなく、貸借、贈与にも規制が拡大され、新たに技術の仲介取引も規制されることになった。

問題 8. 「輸出者等遵守基準を定める省令」の施行により、本邦のすべての輸出者は「輸出管理内部規程」を策定し、経済産業大臣へ届け出ることが法的に義務付けられた。

正解は、×。輸出者等遵守基準を規定する「輸出者等遵守基準を定める省令」は、外為法第55条の10に基づいている。輸出者等遵守基準は、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者が、最低限行うべき輸出管理の基準であり、輸出や技術提供を業とする者を広く対象としているが、すべての輸出者を対象としているものではない。

「輸出管理内部規程」とは、輸出者等遵守基準をより高度にした規程であり、輸出者等が自主管理を行うために細則等を整備したもので、その策定・届出は任意である。

問題 9. 札幌にある A 社が製品 X をタイにある B 社に輸出するにあたり、製品 X はリスト規制該当貨物であり、個別輸出許可の取得が必要であることがわかった。A 社は、B 社との取引契約締結前に、個別輸出許可申請を行わなければならない。

正解は、×。輸出許可申請には、「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）により、契約書が必要である。契約締結前では、契約内容が確定していないので、許可申請はできない。

なお、契約書には、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発行しない旨」の規定を盛り込んだものである必要がある。（運用通達参照。）

問題 10. 「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）の規定により、個別輸出許可の取得が必要な場合は、必ず経済産業省安全保障貿易審査課に申請する。

正解は、×。輸出許可の申請先は、運用通達により規定され、該当する貨物や仕向地によって異なる。本省の安全保障貿易審査課、又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局が担当しているが、一般的に懸念国向けの輸出など慎重な審査が求められるものは、本省の安全保障貿易審査課が申請先となっている。

問題 11. サウジアラビアにある国営の石油会社から輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する熱交換器と貯蔵容器を計 10 台受注したが、生産能力の関係で、3 月、4 月、5 月の 3 回に分けて輸出する場合、たとえ契約が一つであっても、それぞれの輸出に対して個別の輸出許可が必要である。

正解は、×。輸出許可申請は、運用通達により契約毎に行う。本問では、輸出は、生産の関係で 3 回に分けて行うことになっているが、契約は 1 つであり、1 度輸出許可申請を行えばよい。

問題 12. 一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物をドイツに輸出する案件で、その用途に核兵器等開発等以外の軍事用途の疑いがあることがわかった。この場合、一般包括輸出許可の適用は可能であるが、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告が

必要である。

正解は、○。一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物をドイツに輸出する案件で、その用途に核兵器等開発等以外の軍事用途の疑いがあることがわかった場合、輸出後、安全保障貿易審査課に報告をする必要がある。

問題 1 3. リスト規制該当の貨物であっても、一契約の総価額が5万円以下であれば、どの地域を仕向地として輸出する場合でも輸出許可は必要ない。

正解は、×。少額特例は、輸出令第4条第1項第五号で規定されており、適用できる該当貨物や地域が限定されている。例えば、武器や大量破壊兵器関連の貨物や、輸出令別表第4の地域の懸念国向けには、適用することができない。また、キャッチオール規制に関わる場合も適用できない。

問題 1 4. 神戸の電子機器メーカーA社の製造部長の甲は、来日中のマレーシアの製造委託先B社の乙社長と大阪のホテルで待ち合わせることにしている。甲は、その際に、A社からB社への製造技術供与契約に基づき、外為令別表の7の項に該当する製造技術情報が入ったUSBメモリ数個を、一般包括役務取引許可を使用して、乙社長に提供する予定である。この場合、当該製造技術情報の提供を受けた乙社長が、マレーシアにこの技術情報を持ち帰る場合、特定記録媒体等輸出等許可を取得する必要がある。なお、A社からB社への当該製造技術の提供には、一般包括役務取引許可が適用できるものとする。

正解は、×。神戸のA社は、一般包括役務取引許可を使用して、大阪のホテルで、マレーシアのB社に外為令別表の7の項に該当する技術が入ったUSBメモリを提供している。したがって、マレーシアのB社の乙社長が、マレーシアに当該USBメモリを持ち帰る場合、貿易外省令第9条第1項第二号により、特定記録媒体等輸出等許可は不要である。

問題 1 5. 大阪にある大学院教授の甲は、ロンドンで行われるロボットの国際学会で、外為令別表の2の項に該当する技術を含む講演を行う予定で

ある。当該国際学会は、わずかな参加費用で、不特定多数の者が参加することができる。甲は、たまたま学会の事務局から事前にとられてきた聴講希望者名簿の中に外国ユーザーリストに掲載されている企業の関係者の名前を2名見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可を取得する必要はない。

正解は、○。大阪にある大学院教授の甲は、ロンドンで行われる学会で、外為令別表の2の項に該当する技術を含む講演を行う場合であっても、不特定多数の者が聴講可能な技術を提供するというのであれば、聴講予定者に外国ユーザーリストに掲載されている企業の担当者がいるとしても貿易外省令第9条第2項第九号ハにより、役務取引許可は不要である。

問題16. 経済産業大臣は、輸出許可を必要とする貨物を無許可で輸出した者に対し、10年以内の期間で、輸出禁止等の行政制裁を科することができる。

正解は、×。経済産業大臣は、外為法第53条第1項により、輸出許可を必要とする貨物を無許可で輸出した者に対し、3年以内の期間で、輸出や技術提供の禁止等の行政制裁を科することができる。

問題17. 東京の自転車メーカーAは、リスト規制に該当しない高級自転車10台を上海にある日系の百貨店Bから注文を受けた。Bのスポーツ部門の担当者からは、中国の富裕層の関心が高いので、早く納品して欲しいと連絡を受けた以外、特に指示はなかった。Aが当該自転車を輸出する際、経済産業大臣から許可の申請すべき旨の通知（インフォーム）がなければ、キャッチオール規制の輸出許可は不要である。

正解は、○。東京の自転車メーカーAは、リスト規制に該当しない高級自転車10台を上海にある日系の百貨店Bから注文を受けている。当該取引の客観要件に問題はなく、インフォーム要件もないというのであるから、この場合、キャッチオール規制の輸出許可は不要である。（輸出令第4条第1項第四号参照。）

問題18. 一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、核

兵器等の開発等に用いられる場合は、すべての仕向地について一般包括輸出許可は失効する。

正解は、○。包括許可要領の別紙1の一般包括輸出許可の条件の(5)に明記されている。

問題19. 輸出許可申請書の「経由地」の欄には、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

正解は、○。「輸出貿易管理令の運用について」(運用通達)の別表第3の1-4-2に規定されている。

問題20. 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体は、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも10年間保管する必要がある。ただし、核兵器等関連貨物・技術を取り扱わない企業は、少なくとも7年間は保管する必要がある。

正解は、×。一般的に核兵器等関連貨物や技術に係る文書又は記録媒体については、公訴時効の観点から、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも7年間保管する必要がある、それ以外の関連貨物や技術に係る文書又は記録媒体については、少なくとも5年間保管する必要がある。

問題21. 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」(大臣通達)では、「出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。」が求められている。

正解は、○。「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」(大臣通達)の2の(3)に貨物等の同一性の確認と通関事故発生時の報告等の整備が規定されている。

問題22. 他社の製品を輸出する場合でも、該非判定の責任は外為法上、輸出者にあるので、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの該

非判定書を入手し、再度、輸出者自身が該非をチェックすることが重要である。

正解は、○。他社の製品を輸出する場合、該非判定の責任は外為法上、輸出者にあるので、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの該非判定書やカタログ等を入手し、再度、輸出者自身が該非をチェックすることが必要である。

問題 2 3. インターネットを利用した電子メールによる海外への技術の提供は、外為法の規制対象とならないので、事前に該非判定や取引審査を行うなどの内部管理は不要である。

正解は、×。インターネットを利用した電子メールによる海外への技術提供は、外為法第 2 5 条の規制対象となる。したがって、事前に該非判定や取引審査を行う必要がある。

問題 2 4. 東京にある T 大学工学部教授の甲は、実験で頻繁に使用する測定装置に慣れてもらうため、当該装置の英文の操作マニュアル（外為令別表の 2 の項に該当する技術）を来日 3 ヶ月目のシンガポール人留学生乙に貸し出す場合、研究目的であれば、役務取引許可は不要である。

正解は、×。来日 3 ヶ月目のシンガポール人留学生乙は、来日から 6 ヶ月以上経過していないので、非居住者であり、リスト規制該当技術を提供するのであれば、役務取引許可が必要である。

問題 2 5. 台湾の顧客に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する大型の遠心分離機 1 台を輸出許可を取得して輸出したところ、運送業者が輸送中にあやまって荷物を落としたため、当該遠心分離機の一部が破損した。顧客からのクレームを受け、至急、日本に当該遠心分離機を送り返してもらい、修理した後、台湾の同一の顧客に当該遠心分離機を輸出する場合、輸出許可をあらためて取得する必要はない。

正解は、○。日本から輸出された貨物であって、日本において修理された後再輸出されるものは、輸出令第 4 条第 1 項第二号ホ及び「輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物

及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」(いわゆる無償告示) 第一号1により、あらためて輸出許可を取得する必要はない。